

第5期前橋市障害福祉計画及び 第1期前橋市障害児福祉計画

平成30年4月
前 橋 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
第1項 計画策定の概要	
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 計画の背景（障害者施策の動向）	5
(3) 計画の期間	7
(4) 障害者（障害のある人）の定義	8
第2項 計画の基本的な考え方	
(1) 基本理念	9
第2章 障害者・障害児支援の全体像	11
第3章 成果目標（平成32年度の将来像）	
第1項 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
第2項 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
第3項 地域生活支援拠点等の整備	14
第4項 福祉施設利用者の一般就労への移行	15
第5項 障害児支援の提供体制の整備等	16
第4章 活動指標（障害福祉サービス等の必要量の見込み）	
第1項 訪問系サービス	
(1) 居宅介護	18
(2) 重度訪問介護	18
(3) 同行援護	18
(4) 行動援護	18
(5) 重度障害者等包括支援	18
第2項 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	20
(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	21
(3) 就労移行支援	23
(4) 就労継続支援	26
(5) 就労定着支援	28
(6) 療養介護	29
(7) 短期入所	30
第3項 居住系サービス	
(1) 自立生活援助	31
(2) 共同生活援助	32
(3) 施設入所支援	33
(4) 宿泊型自立訓練	34
第4項 指定相談支援（サービス等利用計画の作成）	35
第5項 障害児支援	
(1) 児童発達支援、医療型児童発達支援	39
(2) 放課後等デイサービス	40
(3) 保育所等訪問支援	41
(4) 居宅訪問型児童発達支援	42
(5) 福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援	43

(6) 障害児相談支援	4 4
(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター	4 5
第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み	
第1項 相談支援事業	4 6
第2項 意思疎通支援事業	4 8
第3項 日常生活用具給付等事業	4 9
第4項 移動支援事業	5 1
第5項 地域活動支援センター事業	5 2
第6項 成年後見制度利用支援事業	5 3
第7項 手話奉仕員養成研修事業	5 4
第8項 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	5 5
第9項 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	5 6
第10項 自発的活動支援事業	5 6
第11項 理解促進研修・啓発事業	5 6
第12項 その他の事業	
(1) 福祉ホーム事業	5 7
(2) 訪問入浴サービス事業	5 7
(3) 知的障害者職親委託制度	5 7
(4) 社会適応訓練事業	5 7
(5) 日中一時支援事業	5 7
(6) スポーツ・レクリエーション教室開催事業	5 8
(7) 声の広報発行事業	5 8
(8) 点訳奉仕員養成研修事業	5 8
第6章 サービス見込量確保のための方策	
第1項 訪問系サービス	5 9
第2項 日中活動系サービス	5 9
第3項 居住系サービス	6 0
第4項 指定相談支援（サービス等利用計画の作成）	6 0
第5項 障害児支援	6 0
第6項 地域生活支援事業	6 1
第7章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の 円滑な実施を確保するために必要な事項	
第1項 障害者に対する虐待の防止	6 2
第2項 障害を理由とする差別の解消の推進	6 2
第3項 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	6 2
第4項 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所 における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研 修等の充実	6 2
第8章 計画の推進	
第1項 進捗状況の管理と評価	6 3
第2項 計画等に関する情報の提供	6 5
資料	
計画策定の経過	
(1) 検討の経過	6 5
(2) 委員名簿	6 6

第1章 計画の策定にあたって

第1項 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づく「障害者計画」として、平成28年3月に第3次障害者福祉計画を策定しました。

「障害者計画」は、障害者の社会参加やまちづくり等、市の障害者施策に関する総合的な計画として位置づけられているのに対して、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの実施計画的なものとして位置づけられ、3年を1期として策定することが定められています。このことから、平成27年度から平成29年度の3か年を計画期間として、「第4期障害福祉計画」を策定したところです。

今回は、地域における共生社会の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に基づく国の基本指針により、引き続き地域生活支援拠点等の整備を盛り込むとともに、新たに精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の事項等を追加します。

また、児童福祉法の改正により、新たに障害児福祉計画を、障害児支援の提供体制の計画的な整備等を盛り込み策定することとなったため、平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間として「第5期前橋市障害福祉計画及び第1期前橋市障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

※本計画で、平成31年とは2019年のことを、平成32年とは2020年のことを言います。

【障害福祉計画について】

障害者総合支援法において、障害福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の3点です。

- ① 各年度における障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み
- ② 障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービス等に関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

【障害児福祉計画について】

児童福祉法において、障害児福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の2点です。

- ① 各年度における障害児通所支援、障害児相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み
- ② 障害児通所支援、障害児相談支援のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

障害児福祉計画は、障害児通所支援等に関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

＜平成 25 年 4 月 1 日施行＞

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

（以下省略）

【児童福祉法】

＜平成 30 年 4 月 1 日施行＞

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。（以下省略）

（２）計画の背景（障害者施策の動向）

近年の障害者施策をめぐる国の主要な動向は次のとおりです。社会環境の変化にともない、障害者施策をめぐる目まぐるしく状況が変化しています。

■障害者基本法の一部を改正する法律の施行（平成23年 8 月）

平成23年 7 月に障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年 8 月に施行されました。改正法の目的については、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、同条約に定められる障害者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正が行われました。また、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しています。

■児童福祉法の一部改正（平成24年4月）

障害児を対象とした施設・事業は、平成24年 4 月から児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援については、実施主体が市区町村となりました。

■障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）

虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成23年 6 月に成立し、平成24年10月から施行されました。

■障害者基本計画の策定（平成24年12月）

障害者政策委員会は、平成24年12月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」をとりまとめ、内閣総理大臣あてに提出しました。それを受け、政府は平成25年度から平成29年度までの概ね 5 年間を対象とする障害者基本計画（第 3 次）を策定しました。

■障害者総合支援法の施行（平成25年4月）

障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が、平成24年 6 月に成立し、平成25年 4 月から施行（一部、平成26年 4 月施行）されました。

■障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成24年 6 月に成立し、平成25年 4 月から施行されました。

■障害者(児)の定義に政令で定める難病患者等を追加（平成25年4月）

障害者総合支援法において、平成25年 4 月からは、障害者(児)の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変化などにより、身体障害者手帳の取得はできないものの、一定の障害のある人が障害福祉サービス等の対象となりました。

■成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行（平成25年6月）

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布

されました（平成25年6月30日施行）。これにより、平成25年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

■障害者雇用促進法の一部改正（平成25年6月）

雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が平成25年6月に成立しました。また、本法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成27年3月に策定されました（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しの施行については、平成30年4月から施行されます）。

■障害者権利条約の批准（平成26年1月）

平成26年1月20日、我が国は「障害者権利条約」を批准しました。「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、障害者に関する初めての国際条約です。その内容は、前文及び50条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締結国に求めています。

■障害程度区分から障害支援区分への見直し等（平成26年4月）

障害者総合支援法において、平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが施行されました。

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成26年4月）

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しを行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立し、平成26年4月から施行（一部、平成28年4月施行）されました。

■難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成27年1月）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月に成立し、平成27年1月から施行されました。

■障害者差別解消法の施行（平成28年4月）

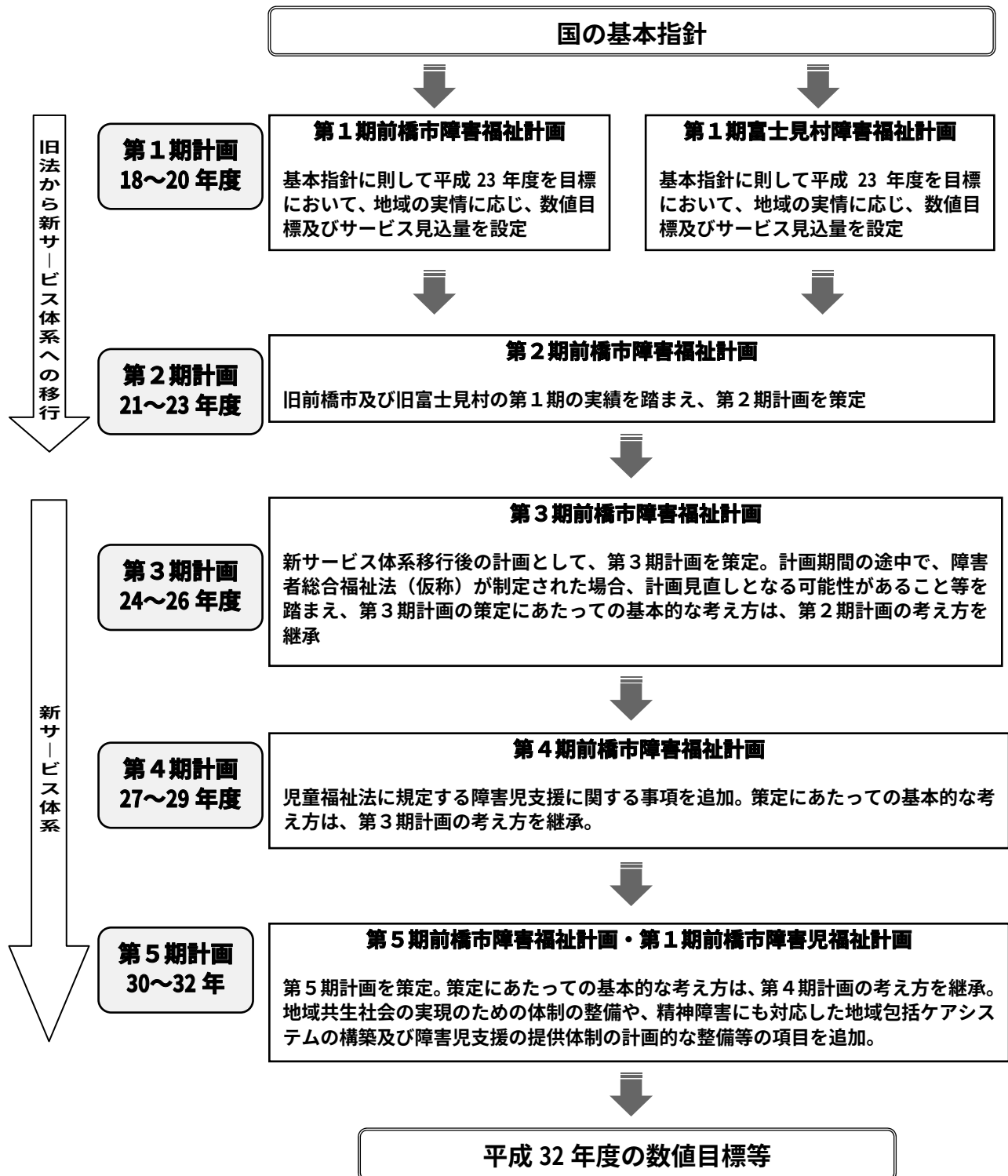
すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に成立しました。また、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向などを示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」については、平成27年2月に閣議決定されました。

■児童福祉法の一部改正（平成30年4月）

障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村は、障害児福祉計画を定めることになりました。

(3) 計画の期間

この計画は、平成 29 年度までの実績を踏まえ、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年
間を計画期間とします。



(4) 障害者（障害のある人）の定義

平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法第 2 条第 1 項において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

また、障害者基本法第 2 条第 2 項において、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

■ 障害者総合支援法における支援の対象者

- ・身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- ・難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）

■ 児童福祉法における支援の対象者

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）
- ・難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童）

第2項 計画の基本的な考え方

(1) 基本的理念

■障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

■障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにします。

■入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

■地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、自立支援協議会等と連携し、次のような取組等を計画的に推進します。

- (1)地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- (2)地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- (3)人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

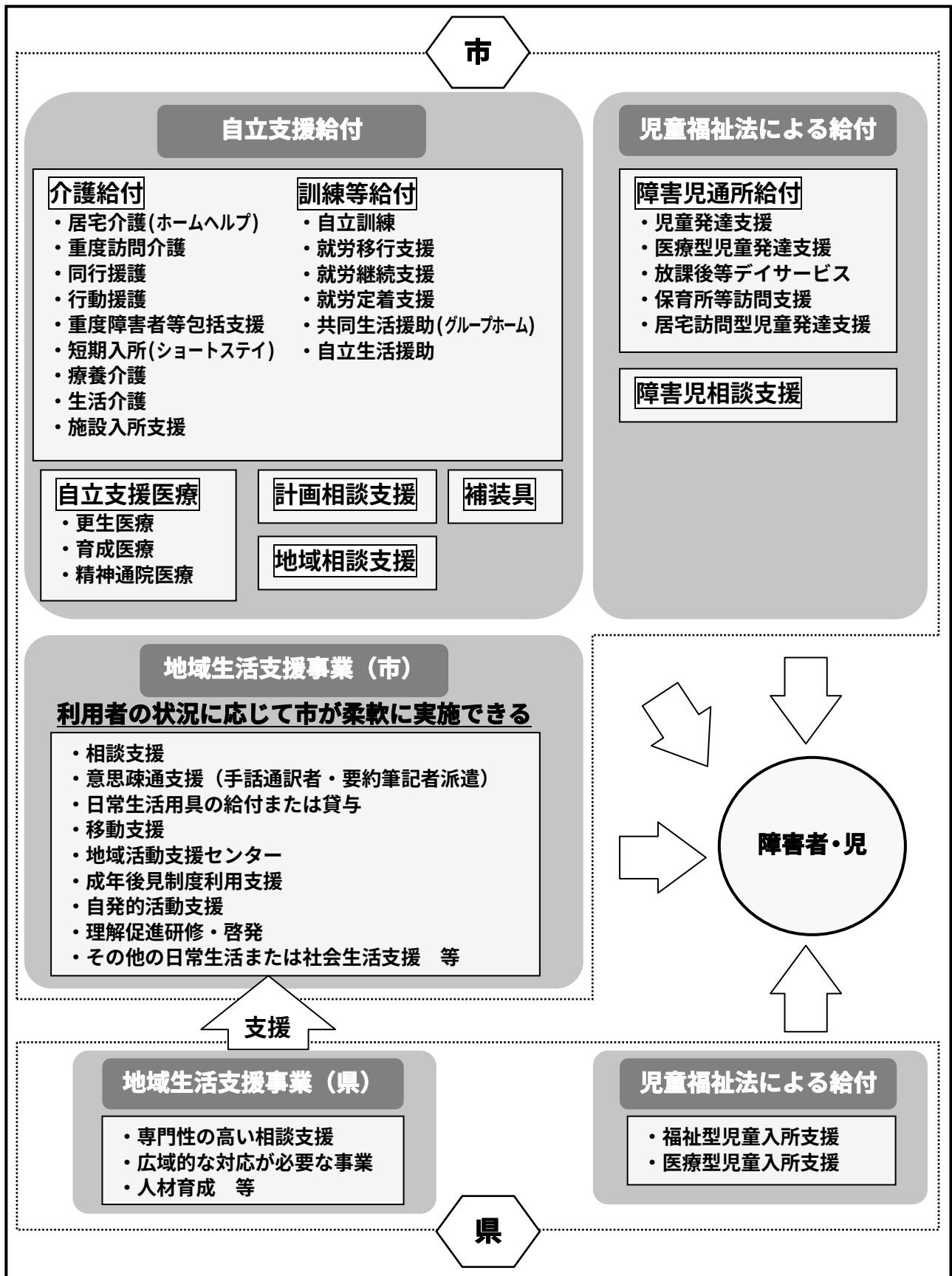
■障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第2章 障害者・障害児支援の全体像



第3章 成果目標（平成32年度の将来像）

第1項 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針においては、「平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする」とされています。

現状と課題

福祉施設入所者の地域生活への移行は一定の実績はありますが、平成32年度の目標値達成のためには、引き続きその受け皿となる地域での住まいの場の確保・整備の充実が必要となっています。

今後の目標値

本市では、平成28年度末時点（平成29年3月31日現在）の入所者371人のうち34人が、平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、施設入所が必要な待機者等を入所させることにより、差し引き、8人を減少させることを目標とします。

【地域生活移行者数の実績及び目標値】

（単位：人）

項 目	数 値	考 え 方
平成28年度末の施設入所者数（A）	371	平成29年3月の全施設入所者
目標年度入所者数（B）	363	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込（A-B）	8 (2.2%)	差引減少見込み数 カッコ内は、（A）に対する割合
【目標値】 地域生活移行者数	34 (9.2%)	施設入所からグループホーム等、地域生活 への移行をする者の数 カッコ内は、（A）に対する割合

第2項 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度において、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての目標を設定します。

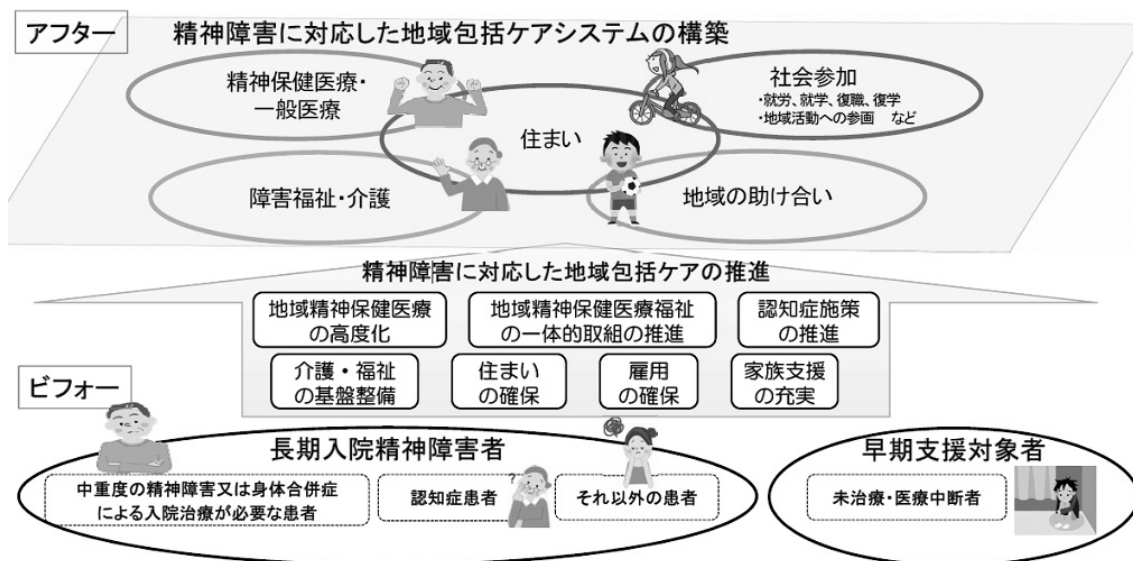
国の基本指針において、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、「全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする」とされています。

現状と課題

本市では、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）において、施設や長期入院から地域生活への移行等について協議しています。

今後の目標

本市では、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）での協議を継続し、施設や長期入院から地域生活への移行を更に進めることを目標とします。



第3項 地域生活支援拠点等の整備

平成32年度において、障害者の地域生活を支援する機能を持った地域生活支援拠点等(多機能拠点整備型または面的整備型)の整備についての目標を設定します。地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることを目的としています。

国の基本指針において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等については、「各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」とされています。

現状と課題

本市では、平成29年より自立支援協議会(地域生活支援拠点整備部会)において、地域の課題を把握するとともに、目指すべき地域生活支援拠点等の整備方針を検討しています。

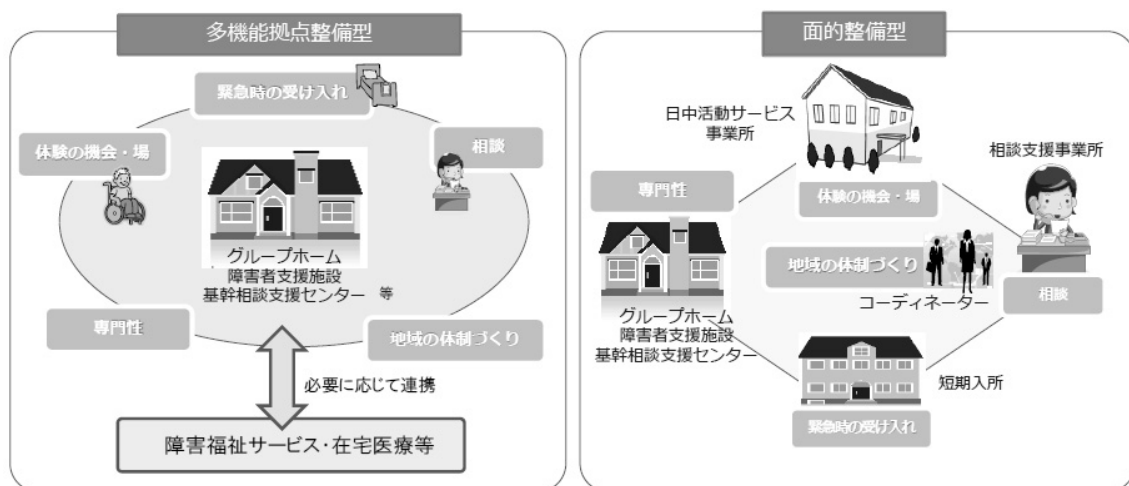
今後の目標値

本市では、平成32年度において地域生活支援拠点等の1ヵ所以上の設置を目標とします。

【地域生活拠点等の目標値】

(単位：か所)

項 目	数 値	考え方
目標年度における 地域生活支援拠点等の数	1	平成32年度における 地域生活支援拠点等の数



第4項 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成 32 年度において、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する者、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合の数値目標を設定します。

国の基本指針において、一般就労移行者数については、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすること、就労移行支援事業の利用者数については平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとなっています。

現状と課題

福祉施設利用者の一般就労への移行は一定の実績はありますが、平成 32 年度の目標値達成のため、引き続き就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓等が必要となっており、前橋市自立支援協議会（就労支援部会）を中心として、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク及び障害者職業センターをはじめとする関係機関との連携強化が求められています。

今後の目標値

本市では、平成 28 年度における年間一般就労移行者数を 22 人とし、平成 32 年度ではその 1.5 倍の 33 人が施設を退所し、一般就労することを目標とします。

【一般就労移行者数の実績及び目標値】

(単位：人)

項 目	数 値	考え方
平成 28 年度の 一般就労移行者数	22	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	33 1.5 (倍)	平成 32 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】目標年度における就労 移行支援事業の利用者数	151	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数。
【目標値】目標年度における就労 移行率が 30%以上の就労移行支 援事業所の割合	5 割	平成 32 年度末における就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所の割合 ※就労移行率：4 月 1 日時点の就労移行 支援事業の利用者のうち、当該年度中に 一般就労へ移行した者の割合。

※ 一般就労した者とは、一般企業に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

第5項 障害児支援の提供体制の整備等

平成32年度において、障害児支援の提供体制の整備等についての目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針において、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを市町村ごとに1ヶ所以上設置すること、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっています。

現状と課題

市内には児童発達支援センターが1ヶ所設置されており、保育所等訪問支援を利用することもできます。

今後の目標値

平成32年度においては、更に障害児支援の提供体制を充実させることを目標とします。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することとなっています。

現状と課題

市内には主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所はありますが、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所はありません。

今後の目標値

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の1ヶ所以上の設置を目標とします。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の目標値】

(単位：か所)

項 目	数 値	考え方
目標年度における 主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の数	1	平成32年度における主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針において、平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとなっています。

現状と課題

本市では、自立支援協議会（こども部会）において、障害福祉、保育、教育等の関係機関により、早期母子支援の体制づくりについて協議しています。

今後の目標値

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置し、医療的ケア児支援についての協議を行うことを目標とします。

第4章 活動指標（障害福祉サービス等の必要量の見込み）

第1項 訪問系サービス

（1）居宅介護

障害者（児）にホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者、その他の障害者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

（3）同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

（4）行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害者（児）または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

（5）重度障害者等包括支援

重度の障害者等に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

現状と課題

訪問系サービスは、サービス全体でみると、利用時間、人数ともに横ばい傾向です。

今後のサービス見込量

本市では、平成29年度までの利用実績等を勘案し、平成32年度末において、1か月あたり11,772時間分（436人）のサービス利用量を見込むこととします。

【訪問系サービスの利用実績及び見込量】

(単位：時間分、()内は人)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
居 宅 介 護 重度訪問介護 同 行 援 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	見込量	11,538 (435)	11,776 (444)	12,015 (453)	11,664 (432)	11,718 (434)	11,772 (436)
	実績値	11,536 (437)	11,556 (426)	11,625 (425)	—	—	—
	達成率	100.0% (100.5%)	98.1% (95.9%)	96.8% (93.8%)	—	—	—

※ 上段は、サービス量（1月あたりの時間数）、下段は、実利用者数（1月あたりの利用者数）

※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値

※ 平成 29 年度は、1 0 月利用分の利用実績値

※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

第2項 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

現状と課題

生活介護は、需要量に対してサービス提供事業所が少ないため、利用日数、人数ともに横ばい傾向です。今後、事業実施事業所の拡充が求められています。

今後のサービス見込量

本市では、平成29年度までの利用実績等を勘案し、平成32年度末において、1か月あたり14,254人日分（682人）のサービス利用量を見込むこととします。

【生活介護のサービス利用実績及び見込量】

区 分		(単位：人日分、()内は人)					
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生 活 介 護	見込量	13,438 (625)	13,588 (632)	13,717 (638)	13,794 (660)	14,024 (671)	14,254 (682)
	実績値	13,624 (638)	13,629 (637)	13,281 (630)	—	—	—
	達成率	101.4% (102.1%)	100.3% (100.8%)	96.8% (98.7%)	—	—	—

- ※ 上段は、サービス量（1月あたりの人日数）、下段は、実利用者数（1月あたりの利用者数）
- ※ 平成27～28年度は、3月利用分の利用実績値
- ※ 平成29年度は、10月利用分の利用実績値
- ※ 平成30～32年度は、3月利用分の推計値

《生活介護の利用者像》

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

- ①障害支援区分3以上(施設へ入所する場合は区分4以上)
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設へ入所する場合は区分3以上)

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練（機能訓練）は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

現状と課題

自立訓練（機能訓練）は、利用日数、人数ともに横ばい傾向です。

自立訓練（生活訓練）は、潜在的な需要は多いと思われますが、サービス提供事業所が少ないため、見込量を下回っています。今後、事業実施事業所の拡充が求められています。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績、施設や病院から地域生活への移行等の要素を勘案し、平成 32 年度末において、機能訓練については、1 か月あたり 52 人日分（3 人）のサービス利用量を見込むこととします。生活訓練については、1 か月あたり 387 人日分（22 人）のサービス利用量を見込むこととします。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練）のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日分、()内は人）

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
自 立 訓 練 (機能訓練)	見込量	68 (4)	85 (5)	85 (5)	52 (3)	52 (3)	52 (3)
	実績値	72 (6)	39 (3)	83 (5)	—	—	—
	達成率	105.9% (150.0%)	45.9% (60.0%)	97.6% (100.0%)	—	—	—
自 立 訓 練 (生活訓練)	見込量	196 (9)	218 (10)	218 (10)	317 (18)	352 (20)	387 (22)
	実績値	174 (9)	235 (13)	252 (16)	—	—	—
	達成率	88.8% (100.0%)	107.8% (130.0%)	115.6% (160.0%)	—	—	—

※ 上段は、サービス量（1月あたりの人日数）、下段は、実利用者数（1月あたりの利用者数）

※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値

※ 平成 29 年度は、10 月利用分の利用実績値

※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《自立訓練の利用者像》

機能訓練

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者

- ①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方
- ②特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方等

生活訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

- ①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方
- ②特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方等

(3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

現状と課題

就労移行支援は、利用日数、人数ともに伸びており、今後も増加が見込まれますが、サービス見込量を上回るサービス提供体制が確保されています。平成 30 年 4 月から、民間企業の障害者の法定雇用率が 2.0% から 2.2% に引き上げられ、就労移行支援の重要性は益々高まっていますので、就労移行支援の利用を促進する必要があります。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績等を勘案し、平成 32 年度末において、1 か月あたり 2,643 人日分（151 人）のサービス利用量を見込むこととします。

【就労移行支援のサービス利用実績及び見込量】

		(単位：人日分、()内は人)					
区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就 労 移 行 支 援	見込量	1,309 (77)	1,581 (93)	1,853 (109)	2,118 (121)	2,363 (135)	2,643 (151)
	実績値	1,554 (90)	1741 (97)	1,673 (95)	—	—	—
	達成率	118.7% (116.9%)	110.1% (104.3%)	90.3% (87.2%)	—	—	—

※ 上段は、サービス量（1 月あたりの人日数）、下段は、実利用者数（1 月あたりの利用者数）

※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値

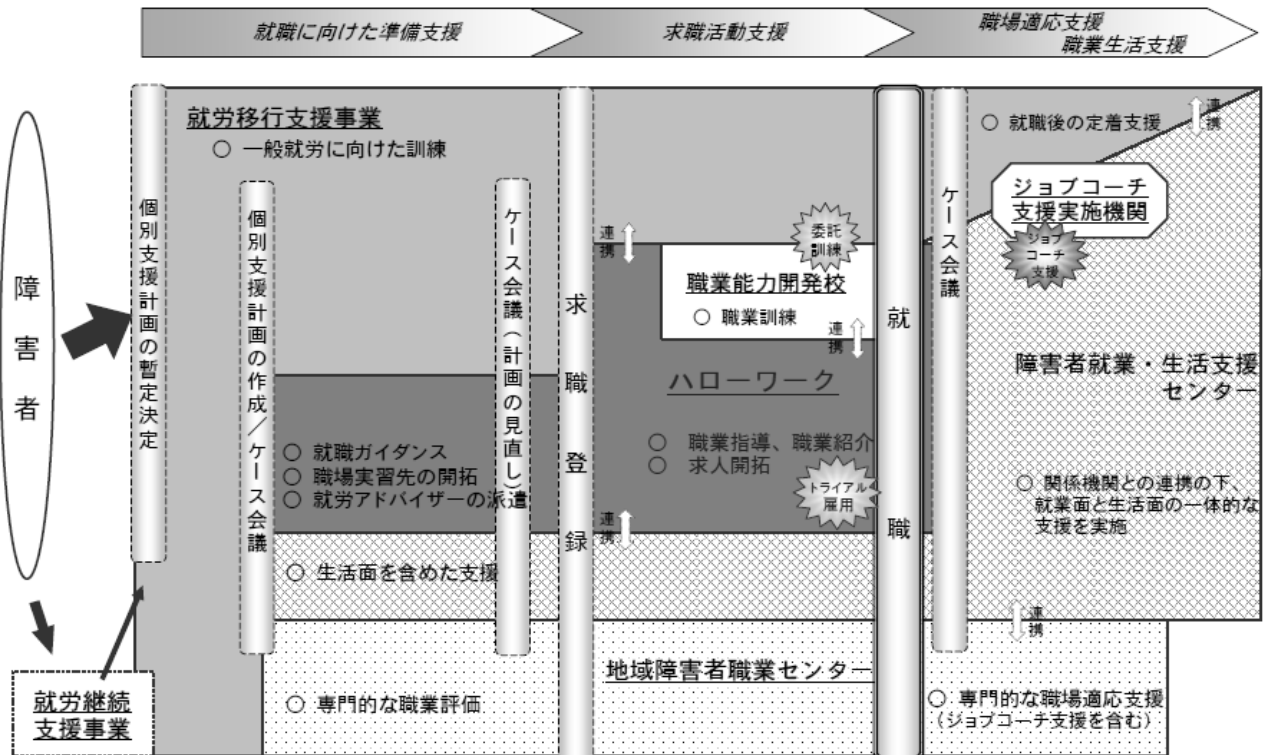
※ 平成 29 年度は、10 月利用分の利用実績値

※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

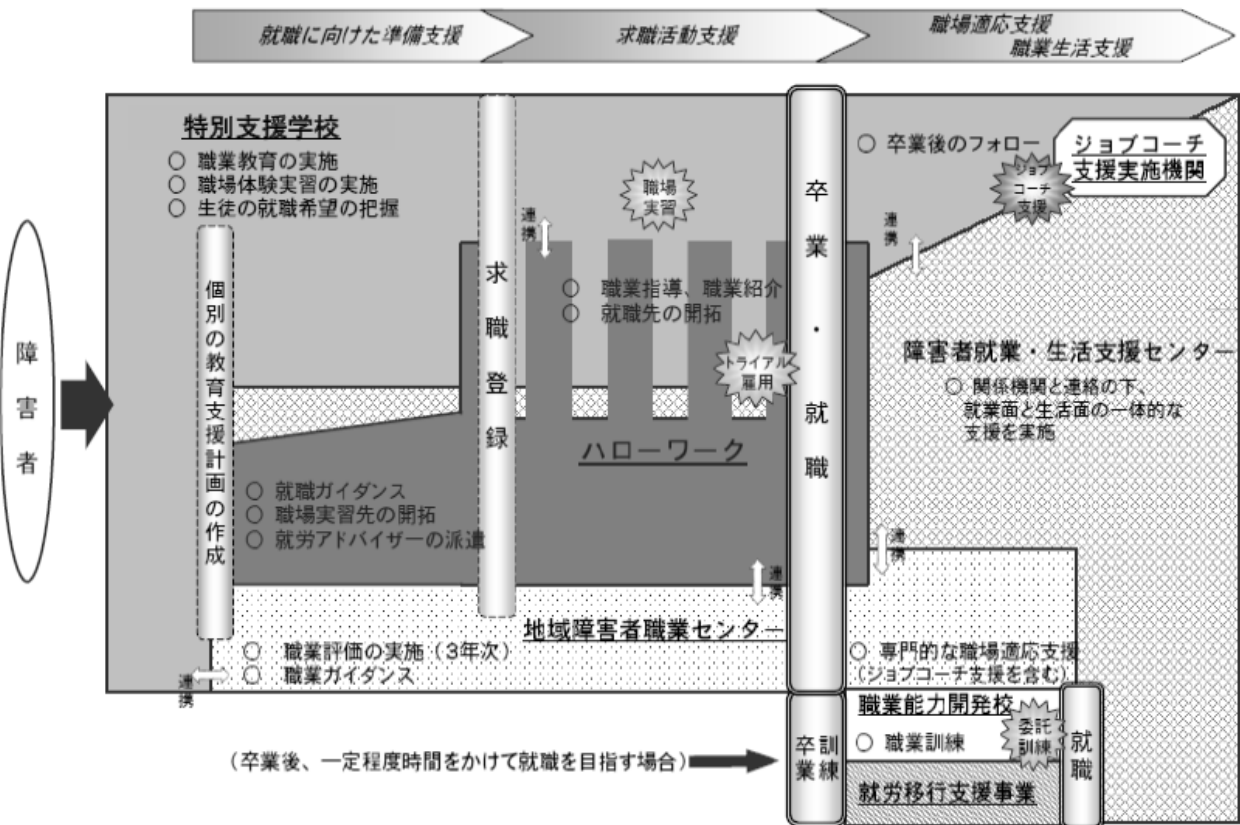
《就労移行支援の利用者像》

一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方

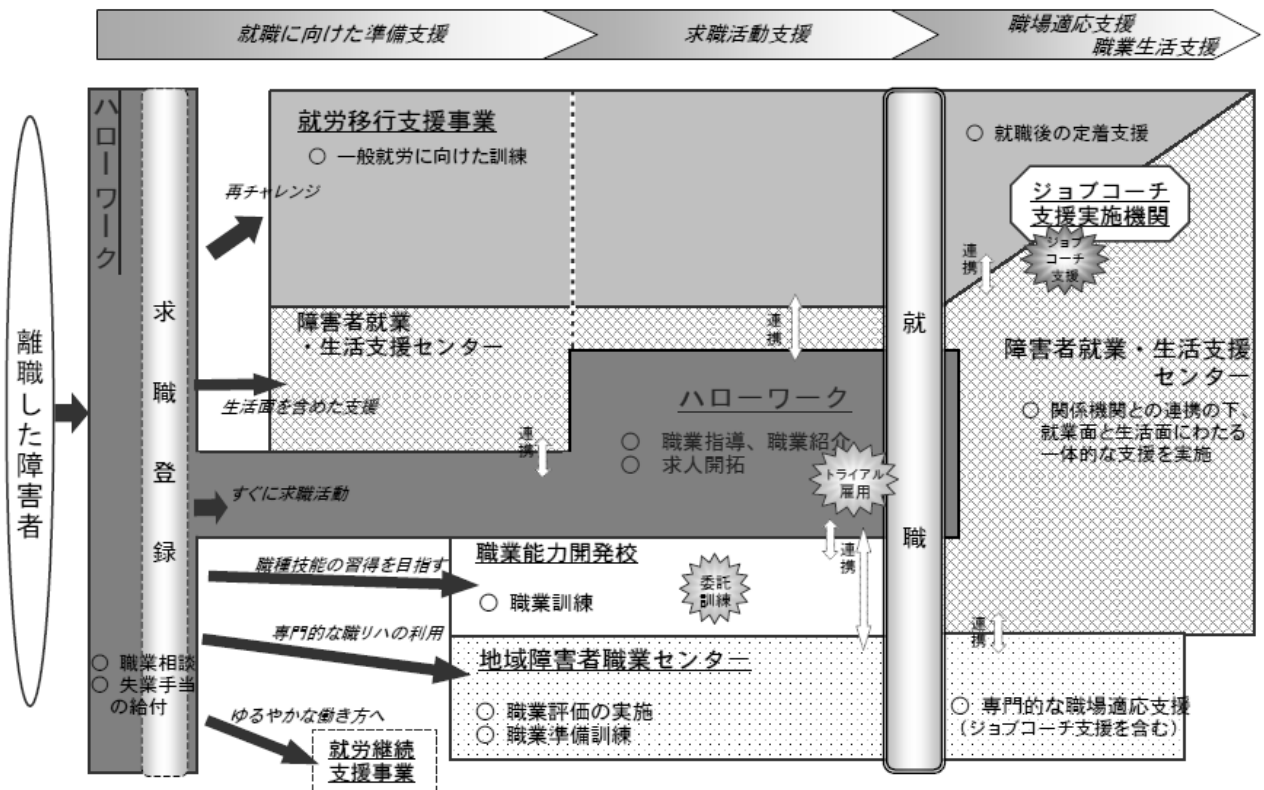
福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援



特別支援学校卒業者が就職・定着するまでの標準的な支援



離職した障害者が就職・定着するまでの標準的な支援



(4) 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援のうちA型（雇用型）は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型（非雇用型）は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

現状と課題

就労継続支援A型は、ここ数年のサービス事業者の増加に伴い、利用日数、人数ともに伸びていますが、平成29年4月に、指定基準が厳格化されました。

今後は、就労継続支援A型の適正な運営を確保していく必要があります。

就労継続支援B型は、利用日数、人数ともに横ばい傾向ですが、平成29年度中に地域活動支援センターからB型に移行した事業者がありますので、利用量の増加が見込まれます。

今後のサービス見込量

本市では、平成29年度までの利用実績等を勘案し、平成32年度末において、A型については、1か月あたり2,061人日分（109人）のサービス利用量を見込むこととします。B型については、1か月あたり10,319人日分（567人）のサービス利用量を見込むこととします。

【就労継続支援のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日分、()内は人）

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就 労 継 続 支 援 (A 型)	見込量	738 (36)	923 (45)	1,087 (53)	1,890 (100)	1,985 (105)	2,061 (109)
	実績値	933 (50)	1,526 (79)	1,756 (94)	—	—	—
	達成率	126.4% (138.9%)	165.3% (175.6%)	161.5% (177.4%)	—	—	—
就 労 継 続 支 援 (B 型)	見込量	8,029 (416)	8,704 (451)	9,361 (485)	9,719 (534)	10,028 (551)	10,319 (567)
	実績値	8,616 (449)	8,842 (462)	9,210 (516)	—	—	—
	達成率	107.3% (107.9%)	101.6% (102.4%)	98.4% (106.4%)	—	—	—

※ 上段は、サービス量（1月あたりの人日数）、下段は、実利用者数（1月あたりの利用者数）

※ 平成27～28年度は、3月利用分の利用実績値

※ 平成29年度は、10月利用分の利用実績値

※ 平成30～32年度は、3月利用分の推計値

《就労継続支援の利用者像》

A型（雇用型）

次に掲げる方で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能
な方（利用開始時に 65 歳未満）

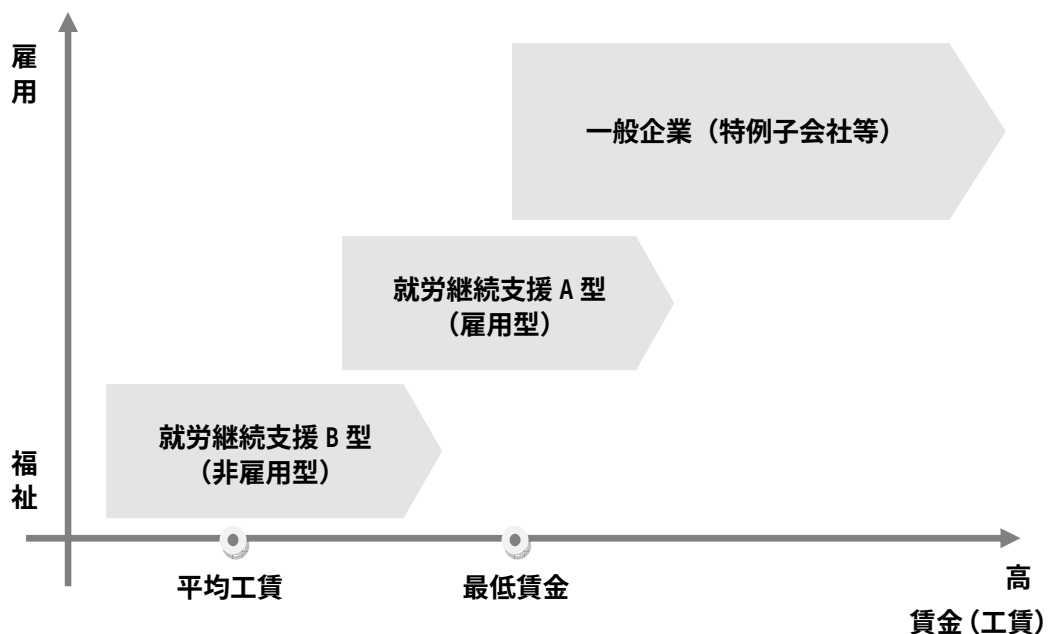
- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった方
- ③ 企業等を離職した方等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

B型（非雇用型）

次に掲げる方で、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される
方

- ① 企業等や就労継続支援事業（雇用型）での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続支援事業（雇用型）の雇用に関結できなかった方
- ③ 以上に該当しない方で、50 歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された方

《就労継続支援のイメージ図》



(5) 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

現状と課題

平成 30 年 4 月に開始されたサービスのため、就労定着支援の整備が必要です。

今後のサービス見込量

本市では、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数の要素等を勘案し、平成 32 年度末において、66 人分のサービス量を見込むこととします。

【就労定着支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		30 年度	31 年度	32 年度
就労定着支援	見込量	22	44	66
	実績値	—	—	—
	達成率	—	—	—

※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《就労定着支援の利用者像》

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

（６）療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

現状と課題

療養介護では、利用時間、人数ともに横ばい傾向です。
市内には療養介護事業者がなく、市外事業者での利用実績となっています。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績等を勘案し、平成 32 年度末において、1 か月あたり 48 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【療養介護のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
療 養 介 護	見込量	52	53	54	48	48	48
	実績値	47	47	47	—	—	—
	達成率	90.4%	88.7%	87.0%	—	—	—

※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値（1 月あたりの利用者数）

※ 平成 29 年度は、1 0 月利用分の利用実績値

※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《療養介護の利用者像》

医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方で、ALS 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分5以上の方

(7) 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などの障害者（児）に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現状と課題

短期入所では、平成 29 年度までの利用実績を見ると、利用日数、人数ともに伸びていますが、サービスを提供できる事業者も限られ、ベッド数も限られること、利用日や利用時間が集中して希望に添ったサービス提供に応えられない状況があるため、緊急時の受け入れ体制の整備が課題となっております。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績、施設や病院から地域生活への移行等の要素を勘案し、平成 32 年度末における 1 か月の利用日数を福祉型で 424 人日分（74 人）、医療型で 95 人日分（17 人）見込むこととします。

なお、平成 30 年度から、福祉型と医療型の利用日数を別々に見込むこととします。

【短期入所のサービス利用実績及び見込量】

（単位：人日分、（ ）内は人）

区 分		27 年度	28 年度	29 年度
短 期 入 所 （福祉型・ 医療型）	見込量	281 (46)	317 (52)	354 (58)
	実績値	251 (37)	275 (56)	274 (65)
	達成率	89.3% (80.4%)	86.8% (107.7%)	77.4% (112.1%)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
短 期 入 所 （福 祉 型）	見込量	—	—	—	321 (56)	372 (65)	424 (74)
	実績値	206 (—)	224 (45)	208 (45)	—	—	—
	達成率	—	—	—	—	—	—
短 期 入 所 （医 療 型）	見込量	—	—	—	72 (13)	84 (15)	95 (17)
	実績値	45 (—)	51 (11)	66 (20)	—	—	—
	達成率	—	—	—	—	—	—

- ※ 上段は、サービス量（1月あたりの人日数）、下段は、実利用者数（1月あたりの利用者数）
- ※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値
- ※ 平成 29 年度は、10 月利用分の利用実績値
- ※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《短期入所の利用者像》

介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障害者（障害支援区分 1 以上）

第3項 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などに、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

現状と課題

平成30年4月に開始されたサービスのため、自立生活援助の整備が必要です。

今後のサービス見込量

本市では、施設や病院からの地域生活への移行の要素等を勘案し、平成32年度末において、4人分のサービス量を見込むこととします。

【自立生活援助のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		30年度	31年度	32年度
自立生活援助	見込量	4	4	4
	実績値	—	—	—
	達成率	—	—	—

※ 平成30～32年度は、3月利用分の推計値

《自立生活援助の利用者像》

定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供、助言、その他の援助を必要とする方であって、単身等であるため、居宅で自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある方

(2) 共同生活援助

主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話をを行うとともに、必要に応じて入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。事業者が介護サービスを行う介護サービス包括型、外部の居宅介護事業者と連携して介護サービスを提供する外部サービス利用型の2種類に分類されます。また、本体住居との密接な連携を前提として、1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の設置も可能です。

現状と課題

共同生活援助（グループホーム）では、地域生活への移行促進により、利用量は伸びていますので、今後も引き続き、グループホーム等の整備が求められています。

今後のサービス見込量

本市では、平成29年度までの利用実績等を勘案し、平成32年度末において、438人分のサービス量を見込むこととします。

【共同生活援助のサービス利用実績及び見込量】

		(単位：人分)					
区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	325	370	420	377	409	438
	実績値	316	318	339	—	—	—
	達成率	97.2%	85.9%	80.7%	—	—	—

※ 平成27～28年度は、3月利用分の利用実績値（1月あたりの利用者数）

※ 平成29年度は、10月利用分の利用実績値

※ 平成30～32年度は、3月利用分の推計値

《グループホームの利用者像》

就労している人、または就労継続支援等の日中活動を利用している障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする方及び生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする方

(3) 施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

現状と課題

施設入所支援では、平成 29 年度までの利用実績を見ると、見込量にほぼ近い状況となっています。入所者の地域生活への移行及び高齢化への対応が課題となっています。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績等の要素と、施設入所者のうち、今後、地域生活への移行者（＝入所者の減少傾向）を勘案し、平成 32 年度末において、363 人分のサービス量を見込むこととします。

【施設入所支援のサービス利用実績及び見込量】

		(単位：人分)					
区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
施 設 入 所 支 援	見込量	374	366	358	369	366	363
	実績値	374	371	371	—	—	—
	達成率	100.0%	101.4%	103.6%	—	—	—

- ※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値（1 月あたりの利用者数）
- ※ 平成 29 年度は、10 月利用分の利用実績値
- ※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《施設入所支援の利用者像》

- 夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者
- ①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50 歳以上の場合は、区分3以上)
 - ②自立訓練または就労移行支援のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

(4) 宿泊型自立訓練

知的障害者・精神障害者で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方を対象とし、居室などを利用して、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

現状と課題

宿泊型自立訓練では、潜在的な需要は多いと思われますが、サービス提供事業所が少ないため、見込量を下回っています。今後、事業実施事業所の拡充が求められています。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績、施設や病院から地域生活への移行等の要素を勘案し、平成 32 年度末において、1 か月あたり 10 人のサービス利用量を見込むこととします。

【宿泊型自立訓練サービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
宿 泊 型 自 立 訓 練	見込量	22	26	26	10	10	10
	実績値	11	8	9	—	—	—
	達成率	50.0%	30.8%	34.6%	—	—	—

- ※ 宿泊型自立訓練は、実利用者数（1 月あたりの利用者数）
- ※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値
- ※ 平成 29 年度は、10 月利用分の利用実績値
- ※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《自立訓練の利用者像》

宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している方であって、地域生活への移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な方

第4項 指定相談支援（サービス等利用計画の作成）

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。

障害者や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するとともに、障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

現状と課題

平成 27 年度から、障害福祉サービス・地域相談支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定を行う市区町村は、それらに係る申請があった全ての事例において申請者に対してサービス等利用計画案の提出を求めるものとされています。今後はサービス等利用計画の質の向上を目指します。地域移行支援及び地域定着支援については、利用が少なく、サービスが活用されていないことが課題となっております。

今後のサービス見込量

○計画相談支援

福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、原則としてすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として見込むこととします。

○地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めることとします。

○地域定着支援

地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込むこととします。

【指定相談支援のサービスごとの必要量】

（単位：人分）

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計 画 相 談 支 援	見込量	222	224	225	476	489	502
	実績値	438	450	276	—	—	—
	達成率	197.3%	200.9%	122.7%	—	—	—

※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値

※ 平成 29 年度は、1 0 月利用分の利用実績値

※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

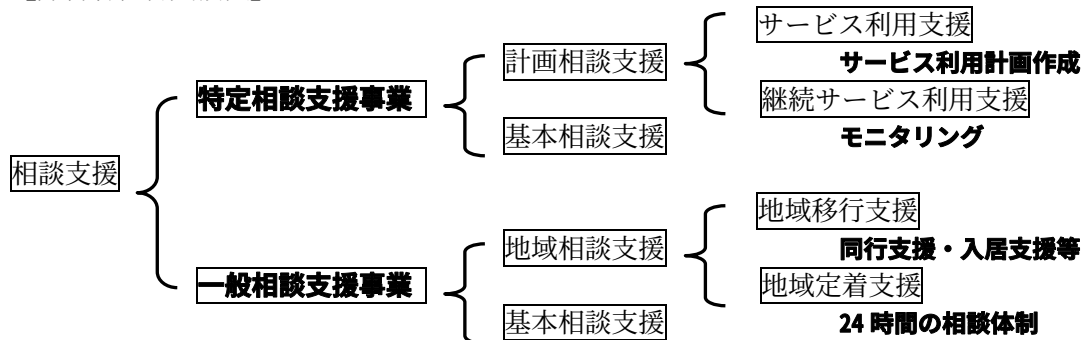
(単位：人分)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地 域 移 行 支 援	見込量	9	9	10	5	6	7
	実績値	0	0	2	—	—	—
	達成率	0.0%	0.0%	20.0%	—	—	—
地 域 定 着 支 援	見込量	2	4	4	4	5	6
	実績値	1	2	3	—	—	—
	達成率	50.0%	50.0%	75.0%	—	—	—

- ※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値
- ※ 平成 29 年度は、1 0 月利用分の利用実績値
- ※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

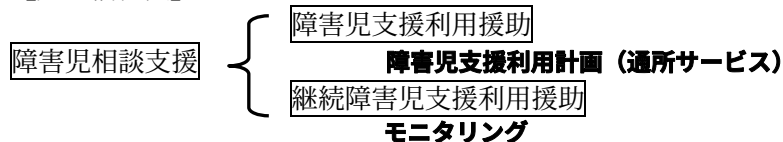
《 相談支援体系 》

【障害者総合支援法】



※「基本相談支援」は、これまで実施してきた市町村の委託による相談支援（地域生活支援事業）であり、障害者・障害児等からの相談に対応する。

【児童福祉法】



※「障害児」とは、満18歳未満の児童をいう。

●対象者

計画相談支援 ……障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者
障害福祉サービスを利用するすべての障害児

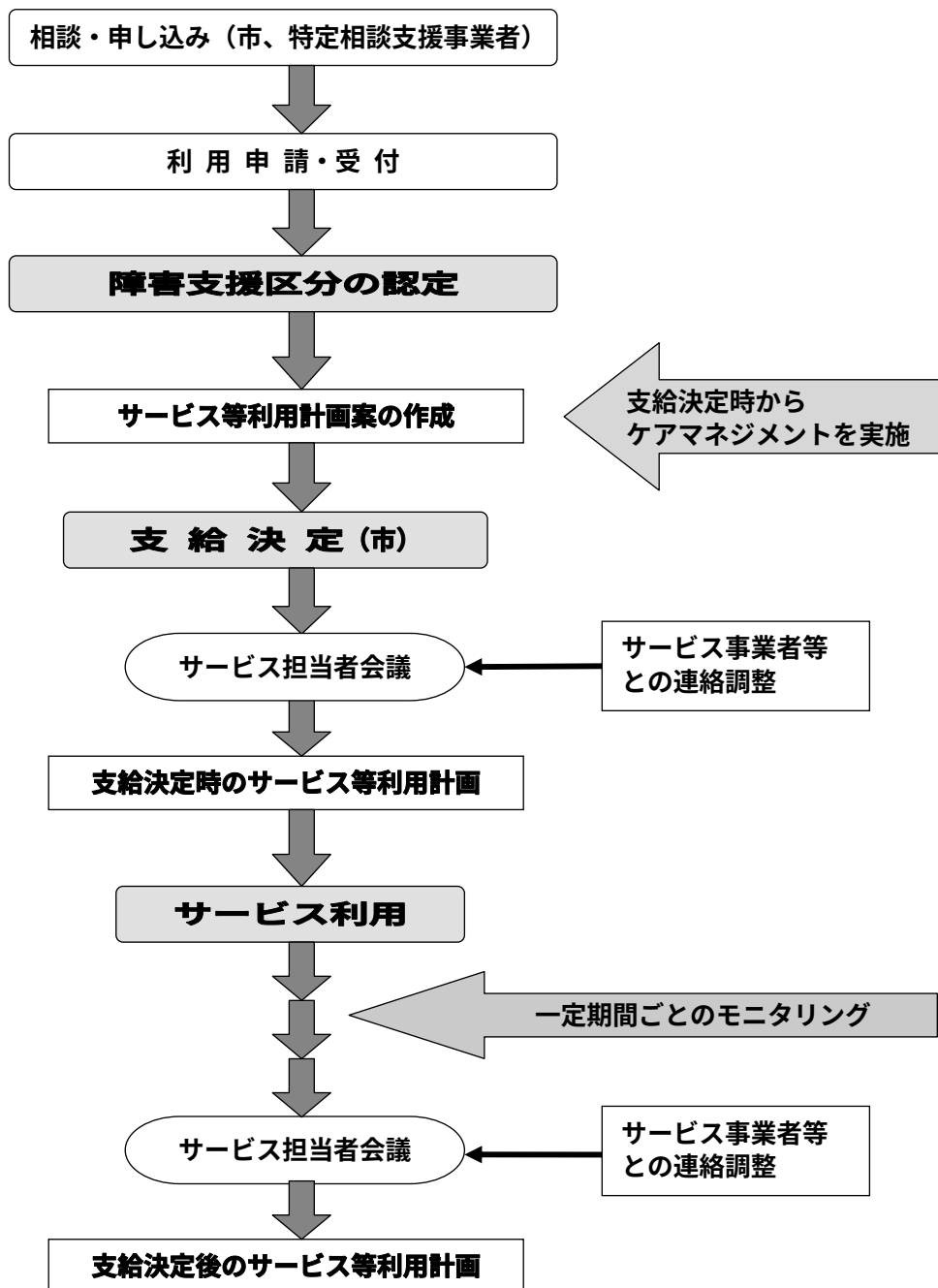
地域相談支援

（地域移行支援） ……障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者

（地域定着支援） ……居宅において単身生活する障害者
家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者

障害児相談支援 ……障害児通所支援を利用するすべての障害児

《 支給決定までの流れ 》



第5項 障害児支援

(1) 児童発達支援、医療型児童発達支援

児童発達支援は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。医療型児童発達支援は、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

現状と課題

児童発達支援は、利用日数、人数ともに伸びています。また、医療型児童発達支援の利用実績はありませんでした。

今後のサービス見込量

本市では、平成29年度までの利用実績等を勘案し、児童発達支援については、平成32年度末において、1か月あたり2,339人日分(149人)のサービス利用量を見込むこととします。また、医療型児童発達支援については、市内にサービスを提供できる事業者がなく、実績もないため利用を見込まないこととします。

【児童発達支援のサービス利用実績及び見込量】

		(単位：人日分、()内は人)					
区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児 童 発 達 支 援	見込量	1,752 (116)	1,752 (116)	1,752 (116)	2,072 (132)	2,198 (140)	2,339 (149)
	実績値	1,652 (115)	1,790 (125)	1,932 (130)	—	—	—
	達成率	94.3% (99.1%)	102.2% (107.8%)	110.3% (112.1%)	—	—	—

※ 上段は、サービス量(1月あたりの人日数)、下段は、実利用者数(1月あたりの利用者数)

※ 平成27～28年度は、3月利用分の利用実績値

※ 平成29年度は、10月利用分の利用実績値

※ 平成30～32年度は、3月利用分の推計値

《児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用者像》

児童発達支援は、未就学児で身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)。医療型児童発達支援は、上肢、下肢又は体幹機能に障害のある児童

※手帳の有無は問わず、障害の特性に応じた支援の必要な方

●児童発達支援センターと児童発達支援事業について

《児童発達支援センター》

通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援機関

《児童発達支援事業》

専ら利用する障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場

(2) 放課後等デイサービス

就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

現状と課題

放課後等デイサービスは、ここ数年のサービス事業者の増加に伴い、利用日数、人数ともに伸びていますが、平成 29 年 4 月に、指定基準が厳格化されました。

今後は、放課後等デイサービスの適正な運営を確保していく必要があります。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績等を勘案し、平成 32 年度末において、1 か月あたり 7,676 人日分（505 人）のサービス利用量を見込むこととします。

【放課後等デイサービスのサービス利用実績及び見込量】

		(単位：人日分、()内は人)					
区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
放課後等 デイサービス	見込量	2,540 (219)	2,772 (239)	3,004 (259)	6,962 (458)	7,448 (490)	7,676 (505)
	実績値	3,471 (255)	4,939 (328)	5,812 (402)	—	—	—
	達成率	136.7% (116.4%)	178.2% (137.2%)	193.5% (155.2%)	—	—	—

※ 上段は、サービス量（1月あたりの人日数）、下段は、実利用者数（1月あたりの利用者数）

※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値

※ 平成 29 年度は、10 月利用分の利用実績値

※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《放課後等デイサービスの利用者像》

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童

※引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満 20 歳に達するまで利用することが可能。

(3) 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

現状と課題

保育所等訪問支援の利用実績は、横ばい傾向です。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績等を勘案し、平成 32 年度末において、1 か月あたり 5 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【保育所等訪問支援のサービス利用実績及び見込量】

		(単位：人分)					
区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
保 育 所 等 訪 問 支 援	見込量	2	2	2	3	4	5
	実績値	6	0	2	—	—	—
	達成率	300.0%	0.0%	100.0%	—	—	—

- ※ 上段は、サービス量（1 月あたりの人日数）、下段は、実利用者数（1 月あたりの利用者数）
- ※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値
- ※ 平成 29 年度は、10 月利用分の利用実績値
- ※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《保育所等訪問支援の利用者像》

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等、児童が集団生活を営む施設に通う障害のある児童（発達障害児及びその他支援が必要と思われる児童）

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

現状と課題

平成 30 年 4 月に開始されたサービスのため、居宅訪問型児童発達支援の整備が必要です。

今後のサービス見込量

本市では、障害児及び医療的ケア児のニーズ等を勘案し、平成 32 年度末において、2 人分のサービス量を見込むこととします。

【居宅訪問型児童発達支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		30 年度	31 年度	32 年度
居宅訪問型 児童発達支援	見込量	2	2	2
	実績値	—	—	—
	達成率	—	—	—

※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《居宅訪問型児童発達支援の利用者像》

A又はBかつC

A 重度の障害の状態

B (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合= 医療的ケア児

(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C 児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児

(5) 福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援

福祉型児童入所支援は、18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。また、医療型児童入所支援は、18歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。

現状と課題

福祉型児童入所支援及び医療型児童入所支援の利用実績は、横ばい傾向です。

今後のサービス見込量

本市では、平成29年度までの利用実績等を勘案し、平成32年度末において、福祉型児童入所支援は1か月あたり14人分、医療型児童入所支援は1か月あたり9人分のサービス利用量を見込むこととします。

【福祉型児童入所支援及び医療型児童入所支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福 祉 型 児 童 入 所 支	見込量	18	18	18	14	14	14
	実績値	16	14	11	—	—	—
	達成率	88.9%	77.8%	61.1%	—	—	—
医 療 型 児 童 入 所 支	見込量	8	8	8	9	9	9
	実績値	8	9	9	—	—	—
	達成率	100.0%	112.5%	112.5%	—	—	—

※ 平成27～28年度は、3月利用分の利用実績値（1月あたりの人日数）

※ 平成29年度は、10月利用分の利用実績値

※ 平成30～32年度は、3月利用分の推計値

《福祉型児童入所支援及び医療型児童入所支援の利用者像》

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
医療型は、入所する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児

※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童

(6) 障害児相談支援

障害児や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、権利擁護に必要な援助等、日常生活や社会生活を支援するとともに、障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

現状と課題

平成 27 年度から、障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定を行う市区町村は、それらに係る申請があった全ての事例において申請者に対して障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされました。今後は障害児通所支援利用計画の質の向上を目指します。

今後のサービス見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績及び障害児通所支援を利用する障害児の数、モニタリングを行う人数等を勘案し、平成 32 年度末において、1 か月あたり 223 人分のサービス利用量を見込むこととします。

【障害児相談支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人分)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
障 害 児 相 談 支 援	見込量	58	60	62	216	220	223
	実績値	196	205	119	—	—	—
	達成率	337.9%	341.7%	191.9%	—	—	—

※ 平成 27～28 年度は、3 月利用分の利用実績値（1 月あたりの人日数）

※ 平成 29 年度は、10 月利用分の利用実績値

※ 平成 30～32 年度は、3 月利用分の推計値

《障害児相談支援の利用者像》

障害児通所支援を利用するすべての障害児

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整します。

現状と課題

現在、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、配置されていません。

今後のサービス見込量

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を1人以上配置することを見込むこととします。

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として位置づけられています。市が行うものと県が行うものがあります。市が必ず行う事業としては、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業等が位置づけられています。

第1項 相談支援事業

障害のある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与、擁護に必要な援助等、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

現状と課題

障害者相談支援事業については、平成29年度までの実績では、見込量どおりの設置箇所数となっており、相談支援事業を効果的に進めるための前橋市自立支援協議会も設置し、就労支援や権利擁護支援等、地域における障害福祉システムづくりに向け協議を重ねています。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担うため、平成28年度に基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や、相談支援事業者の人材育成の支援を行っています。

今後のサービス見込量

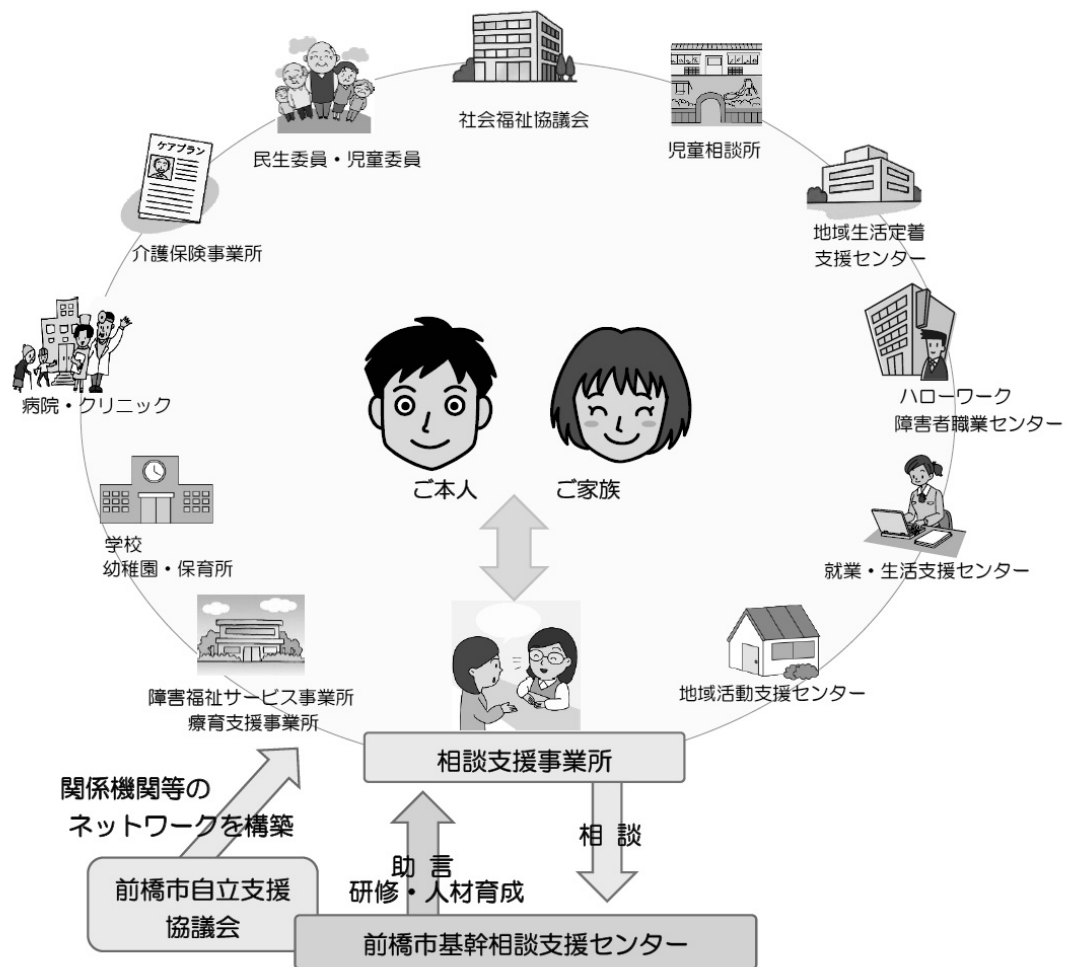
本市では、平成29年度までの利用実績と地域バランスを勘案し、平成32年度末における障害者相談支援事業の必要見込量は10か所とすることとします。

【相談支援事業のサービス実績及び見込量】

(単位：か所)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者相談 支 援 事 業	見込量	9	9	9	9	9	10
	実績値	9	9	9	—	—	—
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

《前橋市における相談支援体制のイメージ》



第2項 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

現状と課題

手話通訳者派遣事業の利用実績は伸びていますが、要約筆記者派遣事業の利用実績は横ばいとなっています。手話通訳者は2人設置しています。

現在、必要に応じて市外派遣や県外派遣を行うなど充実してきていますが、意思疎通支援事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者や要約筆記者の養成や研修の充実が必要と考えます。

今後のサービス見込量

本市では、平成29年度までの実績を勘案し、平成32年度において、手話通訳者派遣事業613人、要約筆記者派遣事業24回のサービス量、手話通訳者設置事業2人の設置を見込むこととします。

【意思疎通支援事業のサービス利用実績及び見込量】

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業 (単位：人)	見込量	430	440	450	559	586	613
	実績値	503	531	554	—	—	—
	達成率	117.0%	120.7%	123.1%	—	—	—
要約筆記者派遣事業 (単位：回)	見込量	15	16	17	20	22	24
	実績値	11	13	16	—	—	—
	達成率	77.3%	81.3%	94.1%	—	—	—
手話通訳者設置事業 (単位：人)	見込量	—	—	—	2	2	2
	実績値	2	2	2	—	—	—
	達成率	—	—	—	—	—	—

※ 各年度末実績及び推計値。ただし、29年度は上半期実績から算出した実績見込み

第3項 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害児者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

【主な給付・貸与品目】

区 分	主 な 品 目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッド等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信装置等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

現状と課題

日常生活用具給付等事業で取り扱う品目は、多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等についてはばらつきがあります。

今後は、障害児者一人ひとりの障害特性、ニーズ等を的確に把握し、必要性等に応じ基準の見直しをするなど、柔軟な対応が求められています。

今後のサービス見込量

本市では、平成29年度までの実績を勘案し、平成32年度において、6,841件（延べ人数）のサービス量を見込むこととします。

【日常生活用具給付等事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：件)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 介護・訓練 支援用具	見込量	27	31	35	14	14	14
	実績値	12	5	14	—	—	—
	達成率	44.4%	16.1%	40.0%	—	—	—
② 自立生活 支援用具	見込量	42	42	42	49	49	49
	実績値	40	47	38	—	—	—
	達成率	95.2%	111.9%	90.5%	—	—	—

※ 各年度末実績及び推計値。ただし、29年度は上半期実績から算出した実績見込み

(単位：件)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
③ 在宅療養等 支 援 用 具	見込量	69	76	83	44	46	48
	実績値	40	42	41	—	—	—
	達成率	58.0%	55.3%	49.4%	—	—	—
④ 情報・意思 疎 通 支 援 用 具	見込量	45	45	45	53	53	53
	実績値	53	52	45	—	—	—
	達成率	117.8%	115.6%	100.0%	—	—	—
⑤ 排 泄 管 理 支 援 用 具	見込量	5,833	5,979	6,125	6,233	6,452	6,671
	実績値	5,650	6,014	6,100	—	—	—
	達成率	96.9%	100.6%	99.6%	—	—	—
⑥ 居 宅 生 活 動 作 用 具 補 助 用 具 (住宅改修費)	見込量	8	8	8	6	6	6
	実績値	8	2	4	—	—	—
	達成率	100.0%	25.0%	50.0%	—	—	—
合 計	見込量	6,024	6,181	6,338	6,399	6,620	6,841
	実績値	5,803	6,162	6,242	—	—	—
	達成率	96.3%	99.7%	98.5%	—	—	—

※ 各年度末実績及び推計値。ただし、29 年度は上半期実績から算出した実績見込み

第4項 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

現状と課題

移動支援事業では、グループ支援型や自立支援型を展開しています。利用人数、時間ともに伸びています。

今後のサービス見込量

本市では、平成29年度までの利用実績を勘案し、平成32年度において、664人のサービス量を見込むこととします。

【移動支援事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人、()内は時間)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
移 動 支 援 事 業	見込量	341 (44,007)	375 (48,407)	412 (53,247)	615 (62,208)	639 (64,152)	664 (66,258)
	実績値	425 (48,101)	555 (56,676)	592 (58,927)	—	—	—
	達成率	124.6% (109.3%)	148.0% (117.1%)	143.7% 110.7%	—	—	—

※ 上段は、実利用者数、下段は、サービス量（延べ利用時間）

※ 各年度末実績及び推計値。ただし、29年度は上半期実績から算出した実績見込み

第5項 地域活動支援センター事業

障害のある人で、雇用されることが困難な人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置します。

現状と課題

地域活動支援センター事業では、利用実績から勘案すると設置か所数は現状で十分であると考えられます。しかし、市有の施設は老朽化や狭隘による安全性の課題があり、施設の統廃合や建替えについての検討が必要です。今後は、障害種別や程度等、利用者の障害特性とニーズに対応した活動内容の充実などが求められています。

今後のサービス見込量

平成 29 年度中に地域活動支援センターから B 型に移行した事業者があることと、平成 29 年度までの利用実績の要素を勘案し、平成 32 年度において、12 か所のサービス量を見込むこととします。

【地域活動支援センター事業のサービス利用実績及び見込量】

(単位：か所、() 内は人)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
地域活動支援センター Ⅰ型・Ⅲ型	見込量	13 (190)	13 (200)	13 (210)	12 (175)	12 (175)	12 (175)
	実績値	13 (182)	13 (186)	12 (175)	—	—	—
	達成率	100.0% (95.8%)	100.0% (93.0%)	92.3% (83.3%)	—	—	—

※ 各年度末実績及び推計値。

※ () 内は利用者数

第6項 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う成年後見制度の利用を支援します。

現状と課題

現状では利用実績も少なく、制度に対する理解が不十分な状況であり、真に支援が必要としている者への働きかけや掘りおこしが課題となっています。

今後のサービス見込量

本市では、平成32年度において、9件のサービス量を見込むこととします。

【成年後見制度利用支援のサービス利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見 制度利用 支援事業	見込量	7	8	9	9	9	9
	実績値	8	7	6	—	—	—

※ 各年度末実績及び推計値。ただし、29年度は上半期実績から算出した実績見込み

※ 人数は市長申立及び後見人等報酬助成対象者の合計

第 7 項 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成を行っています。

現状と課題

平成 29 年度までの利用実績は横ばいとなっています。周知啓発を行い、受講者数を増やすことが課題です。

今後の見込量

本市では、平成 29 年度までの利用実績等の要素を勘案し、平成 32 年度において、110 人の修了者を見込むこととします。

【手話奉仕員養成研修事業の利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員 養成研修 事業	見込量	75	80	85	100	105	110
	実績値	77	95	95	—	—	—

※ 各年度末実績及び推計値。ただし、29 年度は上半期実績から算出した実績見込み

第 8 項 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

現状と課題

平成 29 年度までの利用実績は横ばいとなっています。周知啓発を行い、受講者数を増やすことが課題です。

今後の見込量

本市では、これまでの利用実績等の要素を勘案し、平成 32 年度において、手話通訳者養成研修は 13 人、要約筆記者養成研修は 12 人、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修は 7 人の修了者を見込むこととします。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の利用実績及び見込量】

(単位：人)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者 養成研修事業	見込量	10	10	10	11	12	13
	実績値	7	11	7	—	—	—
要約筆記者 養成研修事業	見込量	2	2	2	10	11	12
	実績値	10	6	10	—	—	—
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成 研修事業	見込量	10	10	10	5	6	7
	実績値	6	3	4	—	—	—

※ 各年度末実績及び推計値。ただし、29 年度は上半期実績から算出した実績見込み

第9項 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。なお、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業について、本市では通常の意味疎通支援事業として実施することとしています。

現状と課題

平成29年度までの利用実績は横ばいとなっています。

今後の見込量

本市では、これまでの利用実績等の要素を勘案し、平成32年度において、360回のサービス量を見込むこととします。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の利用実績及び見込量】

(単位：回)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
盲ろう者向け通訳・介助員派遣	見込量	347	357	367	360	360	360
	実績値	451	340	350	—	—	—

※ 各年度末実績及び推計値。ただし、29年度は上半期実績から算出した実績見込み

第10項 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。本市では、前橋市の障害福祉向上に寄与する10の関係団体に対し、その活動を支援するため補助金を交付しています。

第11項 理解促進研修・啓発事業

市民の聴覚障害者への理解及び手話の普及を図るため、手話を学んだことがない市民を対象に、手話体験及び手話に関する基礎知識等を指導する「前橋市手話体験教室」を開催しています。体験教室を通じて手話に興味を持ってくれた方に、「手話奉仕員養成講座」及び手話サークルを紹介します。

第 12 項 その他の事業

（１）福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている障害者に低額料金で居室を利用させ、必要な便宜を供与し、障害者の地域生活を支援します。現在、県内に身体障害者福祉ホームが２か所、知的障害者福祉ホームが３か所あります。なお、契約は施設と利用者が結び、家賃は利用者負担となります。

（２）訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な障害のある方に対して、移動入浴車で入浴サービスを提供します。

（３）知的障害者職親委託制度

知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進を図ります。

（４）社会適応訓練事業

情報の獲得が困難な聴覚障害者に対して、日常生活に係る講習会等を開催し、生活の質的向上・社会復帰の促進を図ります。また、在宅の視覚障害者、肢体障害者に対して、日常生活能力等を回復させるための各種訓練を行い、自立更生を支援します。

（５）日中一時支援事業

①日帰り短期入所

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息のため、障害のある人を預かり監護します。

②登録介護者・サービスステーション事業

心身障害児（者）を介護している保護者が疾病その他の理由により、心身障害児（者）を一時的に介護できない場合に、登録している介護者または、24 時間対応型サービスステーションに介護を委託することにより、その心身障害児（者）の福祉の増進及び家族の負担軽減を図ることを目的とします。

③心身障害児集団活動・訓練事業

特別支援学校や普通学校の特別支援学級の放課後、学齢期にある心身障害児に対し集団活動や社会活動訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性、社会性を育成し、自立の促進を図ることを目的とします。

（６）スポーツ・レクリエーション教室開催事業

障害のある人の体力向上、交流及び障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ、レクリエーション教室やスポーツ大会等を開催します。

（７）声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障害者等のために、音声訳した広報まえばしを定期的に提供します。

（８）点訳奉仕員養成研修事業

点訳に必要な技術等を習得した、点訳奉仕員を養成するための研修を実施します。

第6章 サービス見込量確保のための方策

第1項 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量を確保するための方策

- 現在、訪問系のサービスについては、多数のサービス事業者が市内でサービスを提供しており、サービス提供量が不足する状況ではありませんが、今後さらに利用が拡大していくことも想定されることから、新たなサービス提供事業者の参入の促進に努め、サービス基盤を整備していきます。
- サービスの質の向上や、専門的人材の確保を図るため、サービス事業者に対し、事業者向けの研修等の情報提供を行うなど、サービス支援体制の充実に努めます。
- 在宅での医療的ケアのニーズに対応したサービス提供が行えるよう、サービス事業者に対し、医療的ケアの研修の情報提供を行うなど、サービス支援体制の充実に努めます。

第2項 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）のサービス量を確保するための方策

- 一般就労することが困難な障害者に、その障害特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう支援策を検討するとともに、利用者の希望や心身の状況などを勘案した上で、ニーズに応じたサービス量が提供できるよう事業者との調整を図り、サービス基盤の整備を進めていきます。
- 就労支援においては、利用者に支払う工賃のアップも1つの目標であり、そのためには安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援を行っていきます。また、障害者優先調達推進法に基づき、さらに官公需にかかる福祉施設の物品及び役務業務の受注について機会の拡大に努め、収入の安定と雇用の創出を図っていきます。
- 一般就労に向けての支援については、就労移行支援及び就労定着支援の利用を推進するとともに、関係機関との連携により、企業及び就労移行支援事業所等に対する働きかけ（理解促進、実習支援、定着支援等）を行い、障害者雇用の拡充に努めます。
- 事業運営費や介護人材処遇の改善に伴う人件費等の支援については、国・県の動向を踏まえ、連携して支援するために必要な予算確保に努めていきます。
- 短期入所においては、利用者が必要なサービスを受けることができるよう、事業者との調整を図るとともに、緊急時の利用や医療的ケアのニーズに対応したサービス提供を行うことを目的とした関係機関との連携を検討します。

第3項 居住系サービス

居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練）のサービス見込量を確保するための方策

- 本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」を成果目標としていることから、その受け皿のひとつとなるグループホームの整備を推進していきます。
グループホームの空き室による体験利用の有効活用を図り、地域生活への移行が円滑に行えるよう努めていきます。
- グループホームについては、事業所における建設資金等の支援策として、国の補助事業を活用した基盤整備を推進するとともに、公営住宅や民間賃貸住宅など、既存の社会資源の活用も促進し、官民一体となった整備に関する環境づくりを進めていきます。
- 施設入所支援については、入所者の地域生活への移行を推進するとともに、真に入所サービスを必要とする障害者が利用できるよう、サービス事業者と連携を図っていきます。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域生活への移行を進めるため、地域生活支援拠点の整備について検討を進めていきます。

第4項 指定相談支援（サービス等利用計画の作成）

指定相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）のサービス見込量を確保するための方策

- 計画相談支援については、サービス等利用計画の必要数を確保するための事業者数を増加させるとともに、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化し、サービス等利用計画の質の向上及び相談支援専門員の確保を目指します。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、医療機関、指定障害福祉サービス事業者及び関係機関等との連携を強化するとともに、地域生活拠点等を整備し、障害者の地域生活への移行を推進します。

第5項 障害児支援

障害児支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援等）のサービス見込量を確保するための方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、近年、新規事業所の開設が著しく、提供体制は確保できています。今後は提供するサービスが事業の基本的役割を果たしているかどうか注目して、サービスの質の向上と充実を図ります。
- 障害児相談支援については、障害児支援利用計画の必要数を確保するための事業者数を増加させるとともに、各相談機関や指定障害福祉サービス事業者等との連携を強化し、障害児支援利用計画の質の向上を目指します。

第6項 地域生活支援事業

地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業）のサービス量を確保するための方策

- 相談支援事業については、地域の相談窓口として障害者等からの各種相談に応じ、解決に向けて関係機関等と連携した対応を行うとともに、基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の充実に努めていきます。
また、前橋市自立支援協議会では、障害福祉に関する諸課題の解決に向けて専門部会を設置し、定期的な協議・検討を行い、施策への反映に努めていきます。
- 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業については、前橋市手話言語条例施行後、手話施策推進方針を策定し、聴覚障害の当事者団体、関係団体及び関係機関と協議しながら、施策を推進していますが、引き続き、連携を図りながら、手話の使いやすい環境の整備に努めていきます。
手話のほか、要約筆記など、聴覚障害者等の特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な施策の充実にについても推進していきます。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業については、事業を共催している県及び高崎市と連携を図りながら、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成と確保に努めていきます。また、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業については、事業を委託している関係団体とも連携を図りながら、事業の充実に努めていきます。
- 日常生活用具給付等事業では、障害児者一人ひとりの障害特性、ニーズ等に応じた基準の見直しを行うなど、障害者等の生活実態に即した対応に努めていきます。
- 移動支援事業については、現在のサービス提供事業者を維持しながら、障害者一人ひとりの障害特性やニーズに対応できるサービス提供体制の整備について、事業者と連携して取り組むとともに、新たな事業者の参入促進による充実に努めます。
- 地域活動支援センター事業については、日中活動の場として障害特性に応じた適切なサービス提供ができるよう、事業の充実に努めていきます。
なお、市有施設については、利用者の障害特性とニーズに対応したサービス提供に向けて施設の統廃合や建替えを検討します。
- 成年後見制度利用支援事業については、関係機関との連携により、制度の周知を図るとともに、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を促進していきます。

第7章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

第1項 障害者に対する虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、前橋市障害者虐待防止センターを設置し、24 時間 365 日体制で通報・届出、相談を受け付けるとともに、養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険がある場合に一時保護するための居室を確保するほか、障害福祉サービス事業所等を対象とした研修会の開催や啓発パンフレットの配布等により、虐待の未然防止と早期発見、虐待を受けた障害者の迅速な保護、虐待防止の周知啓発に取り組めます。

第2項 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法に基づき、市職員が適切な対応を行うことが出来るよう、職員対応要領を作成し、市職員に対する研修を実施するとともに、啓発パンフレットの配布等により、民間事業者及び市民への周知啓発に取り組むほか、障害を理由とする差別に関する相談に応じるとともに、「前橋市障害者虐待防止・差別解消ネットワーク会議」を開催し、構成機関における経験や専門知識を持ち寄っての検討を行うことにより、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組めます。

第3項 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

身体障害者に対し日常生活上必要な訓練及び指導を行うことにより、自立更生を助長し、身体障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする在宅障害者社会適応訓練事業（教養講座、スポーツ教室、日常生活訓練講座等）の充実を図ります。

また、前橋市自立支援協議会では、障害児者の日頃からの活動成果を発表する場として、毎年「みんなのフェスタ」を開催しています。

第4項 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

施設における災害時要配慮者の安全確保のため、施設及び地域社会の協力のもとに、施設等の点検・改良、施設ごとの防災マニュアル策定と訓練実施、指導・啓発に努めます。

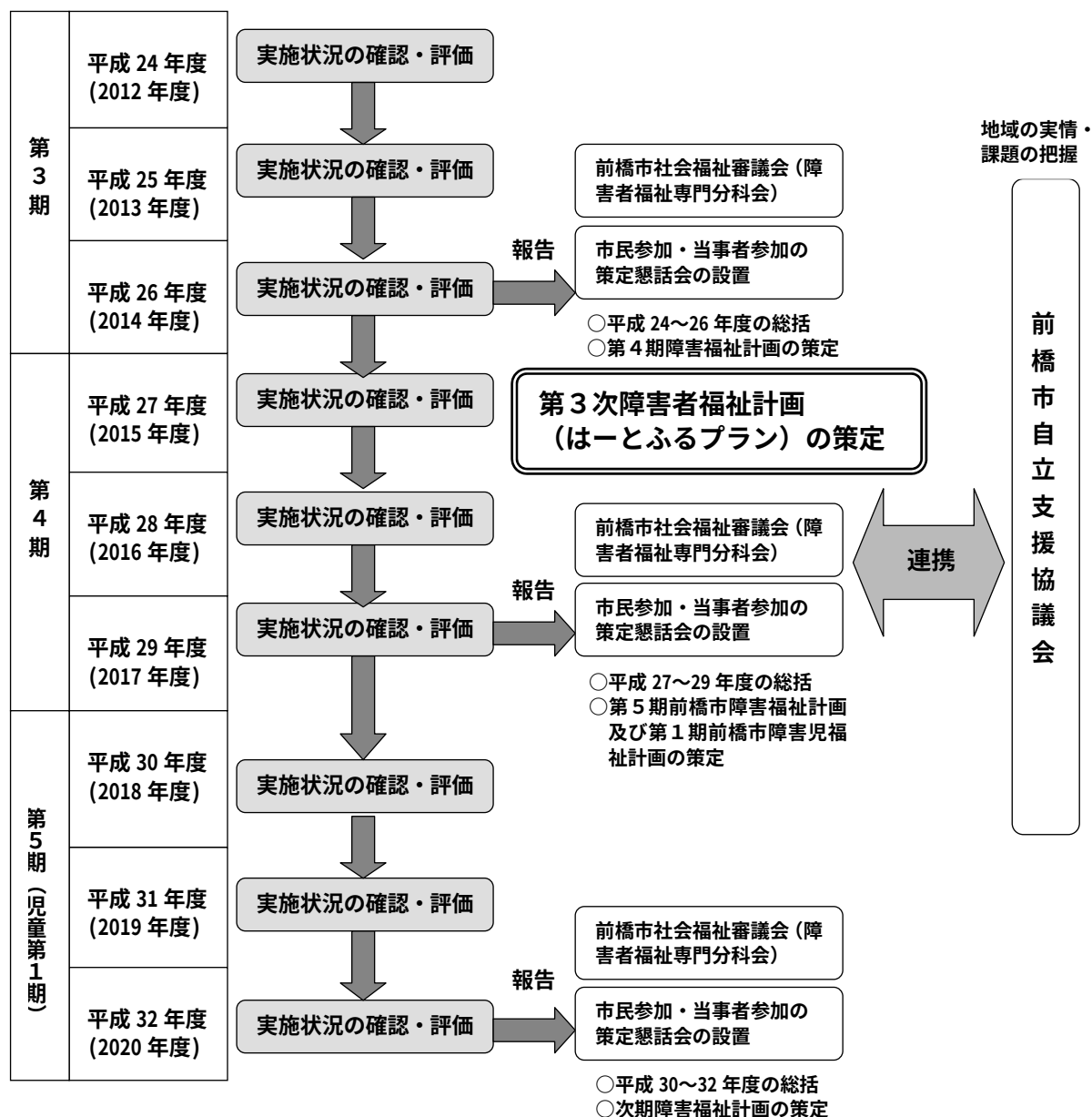
また、防犯カメラの設置等に対する施設整備補助金の交付により、利用者の安全確保に向けた取組を進めています。

第8章 計画の推進

第1項 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、毎年度、障害福祉課において事業の実施状況の確認や評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を講じることで、計画を着実に推進します。

また、事業の実施状況の確認等にあたっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校等の関係機関、障害当事者団体等で構成される前橋市自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題等の把握に努めます。



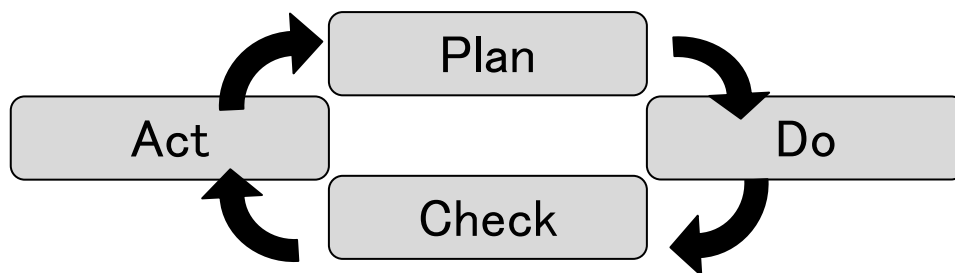
※ 前橋市社会福祉審議会は、社会福祉法に基づき社会福祉に関する事項を調査審議するために設置され、民生委員審査専門分科会、障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会の4つの専門分科会で構成

■ P D C Aサイクルの必要性

障害福祉計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。そのため、作成した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

本市では、基本目標（成果目標）及び障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。また、中間評価の際には、前橋市自立支援協議会や前橋市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会）等の意見を聴くとともに、その結果について公表するよう努めます。さらに、障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うよう努めます。

（PDCA サイクルのイメージ）



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第2項 計画等に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

資料 計画策定の経過

(1) 検討の経過

年 月 日	内 容
平成29年 8月30日	第5期前橋市障害福祉計画及び第1期前橋市障害児福祉計画策定懇話会（第1回） ・会長・副会長の選任について ・計画策定の趣旨について ・計画策定のスケジュールについて
12月 7日	第5期前橋市障害福祉計画及び第1期前橋市障害児福祉計画策定懇話会（第2回） ・計画素案の検討について
平成30年 3月 8日	第5期前橋市障害福祉計画及び第1期前橋市障害児福祉計画策定懇話会（第3回） ・計画最終案の検討について

(2) 委員名簿

第5期前橋市障害福祉計画及び第1期前橋市障害児福祉計画策定懇話会 委員名簿

選出区分	Nº	氏 名	団体・職名等
障 害 者 団 体 関 係	1	飯 島 豊	前橋市聴覚障害者福祉協会 会長
	2	高 橋 賢 司	前橋市視覚障害者福祉協会 会長
	3	石 坂 光 代	前橋精神障がい者家族会あざみ会 副会長
	4	原 澤 正 光	前橋市手をつなぐ育成会 会長
	5	石 田 ヨシ子	前橋市難病友の会 副会長
	6	岡 本 京 子	前橋市肢体不自由児者父母の会 書記
相 談 支 援 関 係	7	坂 柳 幸 子	前橋市基幹相談支援センター 相談支援専門員
	8	吉 越 恵 実	前橋市基幹相談支援センター 相談支援専門員
施設・サービス 事 業 者	9	鈴 木 隆 子	社会福祉法人 すてっぷ 理事長
	10	村 山 良 明	社会福祉法人 前橋あそか会 常務理事
	11	小 倉 亮 也	ドルフィン前橋 管理者
保健・医療関係	12	高 安 英 樹	前橋市医師会 理事
児 童 関 係	13	菊 地 真 理	たんぼぼ学園 施設長
介 護 関 係	14	下 田 晶 子	おうちで療養相談センターまえばし 管理者
教 育 関 係	15	松 尾 英 知	群馬大学教育学部附属特別支援学校 進路指導主事
就 労 支 援 関 係	16	武 井 秀 人	前橋公共職業安定所 所長
	17	加 藤 有 騎	群馬障害者職業センター 所長
地 域 福 祉 関 係	18	神 保 淳 子	前橋市社会福祉協議会 理事
	19	島 田 剛 志	前橋市民生委員児童委員連絡協議会 自立支援研究委員会 委員長
学 識 経 験 者	20	鈴 木 利 定	群馬医療福祉大学 学長

第5期前橋市障害福祉計画
及び
第1期前橋市障害児福祉計画

平成30年 4月
前橋市 福祉部 障害福祉課
〒371-0014 前橋市朝日町三丁目 36-17
TEL 027-220-5713
FAX 027-223-8856
URL <http://www.city.maebashi.gunma.jp>